

各施設長 様

大田区保育サービス課長

保育園継続通園申請書について

標記の件について、子ども・子育て支援法施行規則第9条に基づく家庭状況等に関する確認を行うため、下記のとおり実施します。

昨年と同様に保育園を通じ保護者に書類をお渡しいただき、回収を行っていただけますようご協力をお願いいたします。なお今年度から書類名が継続のための状況申告書から保育園継続通園申請書に変更しております。

記

1 送付書類

以下の（１）から（５）までの書類を５月１４日（木）にゆうパックで園へ送付します。届きましたら保護者にお渡しください。なお、（５）は用紙を紛失した方のための予備になります。

- （１）園宛て送付文
- （２）保育園継続通園申請書等一式封書（保護者あて）
- （３）児童一覧表（提出チェック用）
- （４）ゆうパック着払い伝票（２枚）
- （５）保育園継続通園申請書・就労証明書・返信用封筒（予備分）

2 提出方法

園に提出されたものを取りまとめて、保育サービス課保育利用支援担当に送付してください。その際同封した保育サービス課宛てのゆうパックの着払いラベルをご利用ください。

3 提出書類

- （１）保育園継続通園申請書（返信用封筒に入れたもの）
- （２）同封の児童一覧表に提出のあった児童に○印等をつけ、提出の確認を行ってください。保育園継続通園申請書を大田区に送付する際に、児童一覧表も合わせて送付してください。

4 今後のスケジュール（予定）

5月14日（木）	送付書類一式	区→園宛に送付
6月12日（金）	回収した申請書	園→区宛ゆうパックにて送付
7月 3日（金）	未提出者リスト送付	区→園宛に送付
7月17日（金）	回収した申請書	園→区宛ゆうパックにて送付

5 注意事項及びお願い

- （１）保育園継続通園申請書は、帳票作成の都合上、保育園に在籍するいずれかの児童宛てに送付しているため、配布世帯と回収世帯が必ずしも同じとは限りません。

(2) 原則、世帯で一番下の子が在園する保育園（小規模保育所および事業所内保育所に在園する児童も含む）に提出を依頼しておりますが、貴園に提出があった場合には、回収のご協力をお願いいたします。受け取った際には、児童一覧表の余白に記載をお願いします。

(3) 電子申請で提出したとの申し出があった場合は、児童一覧表にチェックをお願いいたします。

6 提出対象外世帯

(1) 今年度4月及び5月に新規入園及び転園児童がいる世帯

(2) 住民登録が大田区以外の児童

7 その他

(1) 保育園継続通園申請書が提出されていない世帯については、別途在園期間変更の通知を保護者宛てに送付する予定です。

(2) 不明点がある場合には、以下問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】

大田区保育サービス課

保育利用支援担当

電話：5744-1280